

高額医療・高額介護合算制度をご存じですか？

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の同じ医療保険の被保険者全員が、1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費や高額介護サービス費を除いた額）を合計し、左表の自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた金額が支給されま

■自己負担限度額

**▼後期高齢者（長寿）医療制度に加入している方
国民健康保険に加入している、70歳～74歳の方**

①	保険証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円
②	①・③・④以外の場合	56万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	31万円
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定以下（※）の場合	19万円

※世帯員全員が、市民税の課税対象となる各種所得の金額がない方など。年金収入のみの方の場合は、年金受給額80万円以下の方。

▼国民健康保険に加入している、70歳未満の方

①	世帯員全員の基礎控除後の合計所得が600万円を超える場合	126万円
②	①・③以外の場合	67万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	34万円

す。医療保険・介護保険いずれかの自己負担額が0円の場合には該当しません。限度額を超えた額が500円未満の場合も支給対象となりません。

■支給申請

申請先は加入している医療保険者窓口です。国民健康保険・後期高齢者（長寿）医療制度以外の医療保険に加入している方は、介護保険の自己負担額証明書が必要です。平成24年7月31日（支給基準日）現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、支給対象となる世帯に

は「お知らせ」が届きますので、その内容に従って手続きをしてください。ただし、次に該当する方は「お知らせ」が届かない場合があります。支給対象になると思われる方は担当課へご相談ください。

■「お知らせ」が届かない方

- 平成23年8月1日～平成24年7月31日の間に、
- 市外から転入された方
- 医療保険が変わった方
- 医科・歯科での受診が一度もない方（柔道整復、あんま・マッサージのみの方）
- 職場などの健康保険加入者は、加入している保険者にお問い合わせください。

■各制度の問合せ先

- 市庁舎本館国保医療課 医療係（後期高齢者医療） TEL 0897-52-1212
- 国保係（国民健康保険） TEL 0897-52-1144
- 市庁舎別館高齢介護課 介護認定給付係（介護保険） TEL 0897-52-1423
- 東予総合支所市民福祉課 市民保険係（後期高齢者医療・国民健康保険）
- 福祉係（介護保険）
- 丹原・小松総合支所 市民福祉課市民福祉係（各制度）

身体に障害のある方の運転免許取得費・自動車改造費を助成

身体に障害のある方が自動車の運転免許を取得する場合や、障害のある方自身が運転できるように自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。

■運転免許取得費の助成

- 障害種別等
- 助成の対象
- 普通一種免許の取得に係る経費の2分の1以下
- 助成の限度額 10万円

■自動車改造費の助成

- 障害種別等
- 助成の対象
- ハンドル、アクセル、ブレーキなど、障害者が運転できるように改造する経費
- 助成の限度額 10万円
- ※所得制限があります。

■申請先

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 TEL 0897-52-1214
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
- 市民福祉係（丹原・小松）

身体に障害のある方の世帯に住宅用火災警報器を給付

火災発生時に感知・避難が困難な身体に障害のある方の世帯に対し、火災警報器を給付します。

■対象となる方

- 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害で身体障害者手帳2級以上の方
- 療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかの方
- 給付世帯の条件
- 障害者のみの世帯または、これに準ずる世帯
- 自己負担
- 原則として1割負担
- ※世帯の課税状況により、上限額が決まります。

■申請先

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 TEL 0897-52-1214
- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 FAX 0897-52-1294
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
- 市民福祉係（丹原・小松）

